

## 多賀城市いじめ問題専門委員会委員名簿

任期 平成28年2月25日～平成30年2月24日

NO	氏名	職	条例による 位置付け	備考
1	小 泉 博	宮城県多賀城高等学校	教 育	
2	飯 田 典 美	青少年健全育成多賀城市民会 議	教 育	
3	庄 子 幸 一	市立学校評議員代表(高崎中 学 校)	教 育	
4	高 橋 正 至	多賀城市人権擁護委員	法 律	
5	遠 藤 三 恵	宮城県仙台保健福祉事務所(塩 釜保健所)	医 療	※任期(前任者の残任期間) 平成28年6月1日～
6	石 井 アケミ	塩釜医師会	医 療	
7	平 泉 拓	宮城県臨床心理士会	心 理	
8	佐 藤 悦 子	宮城県中央児童相談所	福 祉	
9	松 川 光 太	宮城県塩釜警察署	法 律	※任期(前任者の残任期間) 平成28年6月1日～

## ○条例による位置付け

教育	3
法律	2
医療	2
心理	1
福祉	1
計	9

## ～ 多賀城市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例(抜粋) ～

(組織)

第8条 専門委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 専門委員会の委員(以下この章において「委員」という。)は、教育、法律、医療、心理、福祉等に関し専門的知識及び経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。

(任期)

第9条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

## 多賀城市図書館運営審議会委員名簿

任期 平成28年6月1日～平成30年5月31日

NO	氏名	職	条例による 位置付け	備考
1	高砂 弘之	多賀城小学校校長	学校教育関係者	
2	中島 順也	多賀城中学校校長	学校教育関係者	
3	菊地 路子	多賀城東小学校教諭	学校教育関係者	
4	二階堂 睦美	高崎中学校教諭	学校教育関係者	
5	原 義夫	多賀城市社会教育委員	社会教育関係者	
6	五代儀 良子	多賀城市社会教育委員	社会教育関係者	
7	笹原 うた子	多賀城市婦人会連合会副会長	家庭教育の向上に 資する活動を行う者	
8	宮城 裕子	図書館ボランティア	家庭教育の向上に 資する活動を行う者	
9	佐々木 優美	家庭文庫主宰	学識経験者	家庭文庫「ちいさいおうち」を自宅で運営
10	佐々木 正範	多賀城市子ども会育成連合会 会長	家庭教育の向上に 資する活動を行う者	

## ○条例による位置付け

学校教育関係者	4
社会教育関係者	2
家庭教育の向上に資する活動を行う者	3
学識経験者	1
その他教委員会が必要と認める者	0
計	10

## ～ 多賀城市立図書館運営審議会条例(抜粋) ～

## (組織)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育及び社会教育に関係する者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 学識経験のある者

(4) 前3号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。